

令和7(2025)年度第1回国民スポーツ大会委員会 次 第

○ 日 時 令和7(2025)年6月3日(火) 14時00分～

○ 場 所 JSPO中会議室(スタジアム)※リモート併用

○ 協 議 事 項

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------|------------|
| 1 国スポ改革タスクフォース(仮称)の設置 | 【当日投影 | 資料No.1】 |
| 2 開催基準要項関係 | | |
| (1)スポーツホスピタリティ | 【p.1 | 資料No.2-1】 |
| (2)医療救護ガイドラインの追記・「ドクターズ・ミーティング」の名称変更 | 【p.9、別冊2 | 資料No.2-2】 |
| (3)震災特例措置に関する適用期間の延長 | 【p.13 | 資料No.2-3】 |
| ・東日本大震災に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置 | | |
| ・能登半島地震に係る選手および監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置 | | |
| 3 国民スポーツ大会功労者表彰基準の改定 | 【p.34 | 資料No.3】 |
| 4 令和7年度国民スポーツ大会功労者表彰対象者の推薦 | 【当日投影 | 資料No.4】 |
| 5 第79回大会本大会(滋賀県)関係 | | |
| (1)総合開・閉会式次第 | 【p.37 | 資料No.5-1】 |
| (2)総合開会式おもてなし演技 | 【p.39 | 資料No.5-2】 |
| (3)役員懇談会の中止及び | 【p.41 | 資料No.5-3】 |
| 中止に伴う令和7年度国民スポーツ大会功労者表彰式の取り扱い | | |
| 6 第80回大会本大会・冬季大会(青森県)関係 | ※別冊1 | |
| (1)冬季大会 実施要項 | 【p.1 | 別冊No.6-1】 |
| (2)冬季大会及び本大会 中央競技役員数及び所要経費基準 | 【p.82 | 別冊No.6-2】 |
| (3)本大会 実施要項総則 | 【p.83 | 別冊No.6-3】 |
| (4)本大会 競技会会期の変更 | 【p.102 | 別冊No.6-4】 |
| 7 第82回大会本大会・冬季大会(長野県)開催地の決定 | 【p.42 | 資料No.7】 |
| 8 第84回大会本大会(島根県)開催地の内定 | 【p.47 | 資料No.8】 |
| 9 参加資格関係・競技団体からの要望 | | |
| (1)サッカー競技の選手交代ルール変更 | 【p.50 | 資料No.9-1】 |
| (2)柔道競技の競技ルール変更 | 【p.52 | 資料No.9-2】 |
| ○ 報 告 事 項 | | |
| 1 今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議関係 | 【p.54 | 資料No.10】 |
| 2 第79回大会本大会(滋賀県)関係 | | |
| (1)宿泊関係 | 【p.76 | 資料No.11-1】 |
| ① 負け帰り対策対象競技における宿泊取消料 | ※後送資料となったため、ページ順が前後しています | |
| ② 負け帰り対策対象競技における欠食控除の取扱い | | |
| (2)第79回国民スポーツ大会における暑熱対策 | 【p.66 | 資料No.11-2】 |
| (3)イベント事業の実施 | 【p.72 | 資料No.11-3】 |
| (4)トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置対象者 | 【p.75 | 資料No.11-4】 |

国民スポーツ大会開催基準要項 改定対比表

現行（令和6年1月1日付）	改定案（令和7年度第1回国スポ委員会）
1 総 則 国民スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。 2 目 的 大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。 3 性 格 大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。 ＜中略＞ 7 開催の基本方針 (1) 大会の開催方法 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。 (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。 ①冬季大会:12月～2月末日 ②本大会:9月中旬～10月中旬 [注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。 ①冬季大会:5日間以内 ②本大会:11日間以内	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左) ＜中略＞ 7 開催の基本方針 (1) 大会の開催方法 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。 (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。 ①冬季大会:12月～2月末日 ②本大会:9月中旬～10月中旬 [注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。 ①冬季大会:5日間以内 ②本大会:11日間以内

現行（令和6年1月1日付）	改定案（令和7年度第1回国スポ委員会）
3）大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。 4）競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。 5）開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。 (3) 大会の実施競技及び参加人員 1）大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。 2）大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。 (4) 大会の会場地及び競技施設 1）開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。 2）大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。 3）開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。 (5) 大会の文化プログラム 大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。	3）大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。 4）競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。 5）開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。 (3) 大会の実施競技及び参加人員 1）大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。 2）大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。 (4) 大会の会場地及び競技施設 1）開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。 2）大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。 3）開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。 (5) 大会の文化プログラム 大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。 (6) 観戦者サービス(スポーツホスピタリティ) <u>大会の開催にあたっては、大会の価値・魅力の中核をなす選手のパフォーマンスを踏まえた「みる」スポーツの充実及び開催県ならではの文化や特色を発信するため、観戦者への多様な観戦支援や地域資源を活用したスポーツホスピタリティの提供に配慮する。これには、観戦ラウンジの充実や地元食材を用いた飲食提供、体験型観光等が含まれる。</u>
(中略)	(中略)
<附則>	<附則>
(中略)	(中略)
令和6年1月1日第62次改定	令和7年6月3日第63次改定

(1)背景

- 1984年ロサンゼルス五輪を契機に、「みる」スポーツの価値が高まる(スポーツマーケティングの拡大)
(スポンサーシップ、放映権ビジネス、入場料収入など)
- 2000年以降、有料放送・専門チャンネルの普及でさらに価値向上
- スポーツとレジャー、観光分野の連携による「スポーツツーリズム」も活性化

(2)特徴

- 試合前・中・後に特別な体験を提供(例:ラウンジ、食事、交流機会など)
- 一般チケットとは異なる上質な観戦体験を提供
- 高級ホテルやレストラン、観光業のノウハウを活用
- スポーツコンテンツホルダー(リーグ・クラブ等、コンテンツ権利保有者)の重要な収入源

(3)欧米と日本の状況

- 欧米ではスポーツホスピタリティの専門会社やクラブ内専門部署が存在し、主要な収入源に
- 日本では2019年ラグビーW杯を契機に注目
- 東京五輪や各プロリーグ(Jリーグ、リーグワン、Bリーグ、NPBなど)でも導入が進む

参考:スポーツ庁「スポーツホスピタリティのガイドブック」

スポーツホスピタリティの事例(他競技、他大会)

【サービス分類別事例】：好位置の観戦席

事例 1 カレッジパークセンター（The University of Texas at Arlington内アリーナ）
（米国・テキサス州アーリントン／ダラス・ウイングス） バスケットボール



・試合時にはコートに近いゴール裏スペースに、可動式の机・椅子・カウンターを設置し、軽食・ドリンクを提供。大学のアリーナであるが、改修費用をかけずに対応可能している例。

【サービス分類別事例】：飲食サービス【飲料】

事例 1 テゲバジャーロ宮崎
（宮崎県児湯郡新富町／いちご宮崎新富サッカー場） サッカー



・地元の酒類をカウンターにて提供。中には九州以外では入手が難しいワイン等も提供。
・提供スペースに冷蔵庫がないため氷の付け置きで冷やす手法を採用。

写真提供：テゲバジャーロ宮崎

【サービス分類別事例】：飲食サービス【食事】

事例 1 テゲバジャーロ宮崎
（宮崎県児湯郡新富町／いちご宮崎新富サッカー場） サッカー



・スタジアム内にキッチンがないため、ケータリングで対応。地元食材が活かされたメニューが並ぶ。
・保温機器で料理を温め、ピュッフェラインには装花を置くなど会場装飾にも配慮。

写真提供：テゲバジャーロ宮崎

【サービス分類別事例】：エンターテインメントの提供

事例 1 テゲバジャーロ宮崎
（宮崎県児湯郡新富町／いちご宮崎新富サッカー場） サッカー



・ホームゲーム終了後、選手がホスピタリティスペースへ訪問する「二次会」を実施。
・各テーブルに選手が訪れ、会話やフォトセッション等のコミュニケーションを図る。

写真提供：テゲバジャーロ宮崎

スポーツホスピタリティの事例(他競技、他大会)

【サービス分類別事例】：ゲストのコミュニケーションスペース

事例1 **エディオンピースウイング広島**
(広島県広島市/サンフレッチェ広島) サッカー



- (①) SKYBOXではピッチやスタンドを眺めながら利用できる。
(②) 約100名が収容可能なファンクションルームを設置。

©2024 S.FC

【サービス分類別事例】：特別なギフトの提供

事例1 **富山グラウジーズ**
(富山県富山市/富山市総合体育館) バスケットボール



- ・富山への観光客でもあるAWAYブースターに対するホスピタリティでは、まず寿司・工芸品・富山米等、地域の魅力を詰め合わせせたお土産セットを配布。

写真提供：富山グラウジーズ

【サービス分類別事例】：専用の入退場動線

事例1 **テゲバジャーロ宮崎**
(宮崎県児湯郡新富町/いちご宮崎新富サッカー場) サッカー



- (①) ベニューに専用空間が不足している場合は、スタジアム外部にテントを設けて受付を行う。
(②・③・④) テラスシートへのアクセスは、メディアや関係者と同じ階段を利用。

写真提供：テゲバジャーロ宮崎

【サービス分類別事例】：スタジアム・アリーナ外のサービス

事例2 **宇都宮ブレックス**
(栃木県宇都宮市/日環アリーナ栃木) バスケットボール



- ・会場である日環アリーナとJR宇都宮駅間の移動について、専用車での送迎を実施。
・車内ではチーム映像等を放映し、観戦機運を醸成。

写真提供：宇都宮ブレックス



実施概要

- **主催** : SAGA2024スポーツホスピタリティコンソーシアム
代表者: 佐賀県
構成員: 一般財団法人日本スポーツ政策推進機構
株式会社JTБ
- **開催日時** : 2024年10月9日(水) 10:30~
- **会場** : SAGAアリーナ
- **実施プログラム** 第1部 SAGA2024開催記念特別セミナー
第2部 プレミアムラウンジから観戦
SAGA2024 バレーボール成年女子決勝戦
第3部 SAGAアリーナプレミアムフロアツアー
- **販売価格** お一人様50,000円(食事・飲み物付き)
- **参加者** 50名

『スポーツホスピタリティ』



(国スポにおける解釈)

単なるスポーツ観戦にとどまらず、
会場地の地域資源等を活用した
付帯価値(サービス)を通して、
観戦体験をより豊かにする取り組み

スポーツホスピタリティ(有識者会議からの提言)

今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議 提言 概要



これまでの成果

- 地域の競技力向上に寄与
- 地域のスポーツ施設が充実
- インフラ整備等の社会基盤の構築
- オリンピック等世界規模の大会での日本人選手の活躍の基盤

現在の主な課題

- 我が国最高水準の大会をどう実現するか
- 少子化や人口減少、地方財政の逼迫
- 開催地の経費負担・人的負担の増大
- 開催地の宿泊・輸送の手配が困難

見直しの方向性

「魅力ある持続可能な大会」となるため、大会の理念や意義を明確にし、地域の人々にベネフィット(恩恵)が実感される取組

共通認識

国民全体の注目を集め、地方創生に寄与すべく開催地の活性化に重きを置いた大会となるようゼロベースで構造改革に取り組む

大会の理念 (根本原則)

「トップアスリートと地域スポーツの好循環 ～人と地域の未来を創る～」

国民スポーツ大会は、スポーツの本質と価値を生かし、人々の生き方と地域、社会を豊かにする、トップアスリートが参加する我が国最高の総合競技大会である。
ふるさと(郷土)を代表する選手が、フェアプレー精神に基づき、持てる力を存分に発揮し、あるいは競い助け合いながらスポーツを楽しむ集いである。
自らのプレーを通じ、仲間たちとの友情を深め、大会をみる人やささえる人を巻き込む集いである。
大会にかかわる多様な主体の多様な活動により、開催地はもとより、我が国の人づくり、地域づくりに貢献し、社会課題の解決にも寄与するなど、スポーツをする人、みる人、ささえる人の誰もが主役となる国民の祭典である。

ポイント

- 国民スポーツ大会を、年間を通じた大会(JAPAN GAMES)に変革
- 国民スポーツ大会を生かした「地方創生・まちづくり」を推進
- 開催自治体の負担軽減のための機関(組織)の構築等により持続可能な大会を実現

概要

※各記載内容の具体化にあたっては、全国知事会(・開催自治体)及び文部科学省と協議のうえ決定することとする。

1. 開催の時期及び開催期間 開催時期及び開催期間を柔軟に設定
トップアスリートが参加しやすい環境、宿泊・輸送の負担軽減、複数競技の同一施設活用による施設の新設抑制効果
2. 開催の頻度 毎年開催を維持
3. 都道府県対抗と総合成績
都道府県対抗の効果を認めつつ、得点の算出方法を抜本的に見直し
顕著な実績をあげた個人や団体を特別に表彰
年間を通じた大会に改革することを踏まえた総合表彰の在り方の検討
4. 開催地及び競技施設 持ち回り方式と立候補制導入の画面検討
<開催地>
単独開催に加えて、複数都道府県での開催も
競技によって特定の施設に開催場所を固定化(聖地化)
<競技施設>
競技団体は必要以上のものを求めない
JSPOは競技団体に対し施設の新設・改修を最低限とすること等への理解を求める
5. 総合開・閉会式の在り方
住民・アスリートとの触れ合いの場としての視点も持ちつつ、運営の簡素化、屋内開催の可能性などを検討
6. 競技の規模・参加者 開催時期及び開催期間の柔軟な設定 競技会を分散
大会の規模適正化 ⇒ スポーツ振興と開催地の負担軽減のバランスを図る
新たな競技の実施を検討する
選手はもとより、多くの国民が参加できる枠組みを検討
7. 負担軽減 国やJSPOが主体となって開催地の費用負担と事務負担を軽減
「入場料の徴収や企業協賛制度の見直し」「見直しの趣旨に沿った中央競技団体の取組」や「固定化(聖地化)の施設整備を行う自治体」に対する新たなスポーツ振興くじ助成の活用を視野に実現を検討「開催準備や地域スポーツの推進に関するノウハウを提供する機関(組織)をJSPOが主体となり構築」
8. 関連事項
①さらに協議が必要な事項についてはJSPO、国、都道府県の3者で協議して決定
②国スポを通じて、「スポーツの力」を感じるために様々なメディアとの連携が重要
③スポーツホスピタリティの推進
④実現可能な見直しは2036年の大会を待たずに前倒し実施
⑤見直しを図る上で、「全国障害者スポーツ大会」と併せて対応策を探る

8. 関連事項

(3) スポーツホスピタリティの推進

国スポにおける**スポーツホスピタリティ**を推進することにより、開催を契機とした地域経済の活性化をはじめ、新たなスポーツ観戦スタイルの定着に寄与することが考えられる。

国民スポーツ大会開催基準要項 改定対比表

現行（令和 6 年 1 月 1 日付）	改定案（令和 7 年度第 1 回国スポ委員会）	備 考
25. 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会 中略 （4）開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。 ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項	25. 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会 中略 （4）開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。 ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊及び交通要項 ⑩JSPO が定める「医療・救護ガイドライン」に基づく医療要項 ⑪集団演技の内容 ⑫その他必要な事項	<医療・救護ガイドライン策定に伴う追記>

国民スポーツ大会開催基準要項 改定対比表

現行（令和 6 年 1 月 1 日付）	改定案（令和 7 年度第 1 回国スポ委員会）	備 考
43 ドクターズ・ミーティング開催への協力 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。	43 メディカル・コンディショニングスタッフミーティング開催への協力 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するメディカル・コンディショニングスタッフミーティングに対し必要な協力を行うものとする。	<事業名の変更に伴う改訂>
〈附 則〉 <中略> 令和 6 年 1 月 1 日第 62 次改定	〈附 則〉 <中略> 令和 6 年 1 月 1 日第 62 次改定 令和 7 年 6 月 3 日第 63 次改定	<附則の追記>

(国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン 改定対比表)

現行（令和 6 年 1 月 1 日付）	改定案（令和 7 年度第 1 回国スポ委員会）	備 考
4. 関係諸機関・団体の役割 関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。 (1) JSPO 中略 7) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。	4. 関係諸機関・団体の役割 関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。 (1) JSPO 中略 7) JADA と連携し、メディカル・コンディショニングスタッフミーティングにおいて、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。	<事業名の変更に伴う改訂>
9. 附則 <中略> このガイドラインは、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日から施行する。	9. 附則 <中略> このガイドラインは、令和 6 年 1 月 1 日に改定し、同日から施行する。 このガイドラインは、令和 7 年 6 月 3 日に改定し、同日から施行する。	<附則の追記>

【1.策定の背景】

- ・開催地都道府県実行委員会が定める医療・救護要項に基づき、開催地の実情に合わせ医療・救護体制が整備
→その体制が必要な要件を満たすものであるのか否かを判断する基準を当協会として示していないことへの課題
- ・日本における大規模国際競技大会の開催により大会時の医療・救護に関する知見が蓄積されたため、レガシーとして集約する必要が発生

国民スポーツ大会における医療・救護ガイドラインの策定

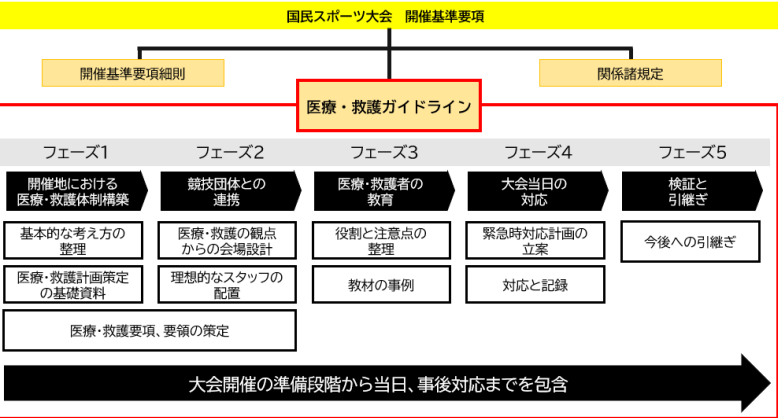
【2.目的】

- ・競技特性を踏まえた競技毎の医療・救護体制構築を開催地都道府県及び市町村が競技団体と連携・協力して整えられるようにすること
- ・医療・救護スタッフの準備(教育)に関する指針を示すこと

【3.対象】

開催地都道府県及び市町村、中央及び開催地競技団体、医療・救護スタッフとして大会に関わる者

【4.ガイドラインの位置づけ:開催基準要項に基づく】



内容

1. はじめに
2. 主催者の役割と責任
3. 国民スポーツ大会について
4. 大会への準備と医療・救護計画の策定
5. 組織体制、医療・救護スタッフの配置
6. 医療・救護の視点からの競技会会場の設計
7. 緊急時対応計画の策定
8. 当日の対応
9. 予防的対応
10. 医療・救護に関する引継ぎ
11. 医療・救護に関わるものへの教育と補償

策定までの行程

日時	内容	概要
令和5年3月20日	令和4年度第2回国体医事部会	国体の医療救護の在り方について検討を必要とする提案が部会内で得られる。
令和5年6月8日	令和5年度第1回国スポ医事部会	ガイドラインの骨子案を作成。
令和6年1月23日	令和5年度第2回国スポ医事部会	作業班を設置について承認。
令和6年3月5日	令和5年度第4回国スポ委員会	ガイドラインの策定について報告
令和6年12月4日	令和6年度第1回国スポ医事部会	途中経過の報告
令和7年3月26日	第1回「国民スポーツ大会医療救護ガイドライン(仮称)策定作業班」	第1回作業班にて原案を確認
令和7年4月4日 ～令和7年5月1日	意見聴取の実施	下記対象に原案に対する意見聴取を実施 国スポ 医事部会 部会員 指導者育成委員会 スポーツドクター部会 部会員 アスレティックトレーナー部会 部会員 国スポ 正式競技実施競技団体 競技運営部会 部会員 アスレティックトレーナー連絡会議 代表委員 国スポ 本・冬季大会開催予定(決定・内定・開催順序了解)県
令和7年5月19日	第2回「国民スポーツ大会医療救護ガイドライン(仮称)策定作業班」	第1回作業班にて原案を確認
令和7年5月26日	令和7年度第1回国スポ医事部会	ガイドラインの策定について協議・承認
令和7年5月27日	令和7年度国スポ競技運営部会	ガイドラインの策定について報告

東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第80回国民スポーツ大会（青森県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第80回国民スポーツ大会（青森県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度(小学校は2015年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県¹体育・スポーツ協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県²体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者(都道府県予選会参加者含む)について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。

- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県³体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年 12 月 12 日に改定、施行する。
- (14) 本特例は、令和 2 年 7 月 17 日に改定し、第 76 回大会より施行する。
- (15) 本特例は、令和 2 年 12 月 10 日に改定し、施行する。
- (16) 本特例は、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (17) 本特例は、令和 4 年 12 月 9 日に改定し、施行する。
- (18) 本特例は、令和 5 年 12 月 8 日に改定し、施行する。
- (19) 本特例は、令和 7 年 6 月 3 日に改定し、施行する。

令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「令和 6 年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、新潟県、富山県、石川県、福井県の 4 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第 1 条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第 80 回国民スポーツ大会（青森県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和 6 年 1 月 1 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の 4 月 30 日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第 3 項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第 80 回国民スポーツ大会（青森県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 令和 6 年 1 月 1 日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2024年度から2025年度（小学校は2028年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県~~体育・~~スポーツ協会へ提出する。
- (2) 所属となる都道府県~~体育・~~スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。
- 1) ブロック大会
- ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。
- 2) 本大会
- 全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。
- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県~~体育・~~スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民スポーツ大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、令和6年5月7日に制定、施行し、第78回大会本大会から適用する。
- (2) 本特例は、令和7年6月3日に改定し、施行する。

国民スポーツ大会開催基準要項

1 総 則

国民スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項（以下「本要項」という。）を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民スポーツ大会冬季大会（以下「冬季大会」という。）

2) 国民スポーツ大会（以下「本大会」という。）

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第○回国民スポーツ大会冬季大会○○競技会

2) 本大会

第○回国民スポーツ大会○○競技会

(3) 略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」（こくすぽ）とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等（以下「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。

2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。

3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致

して開催を希望した場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第 1 項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会:12 月～2 月末日

② 本大会:9 月中旬～10 月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度 4 月 1 日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会:5 日間以内

② 本大会:11 日間以内

3) 大会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催 3 年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

4) 競技会の会期は、本要項第16項に規定する場合を除き、開催 3 年前の 12 月 31 日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。

5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその 1 週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設（公開競技を除く）は、別に細則第2項で定める施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

(6) 観戦者サービス（スポーツホスピタリティ）

大会の開催にあたっては、大会の価値・魅力の中核をなす選手のパフォーマンスを踏まえた「みる」スポーツの充実及び開催県ならではの文化や特色を発信するため、観戦者への多様な観戦支援や地域資源を活用したスポーツホスピタリティの提供に配慮する。これには、観戦ラウンジの充実や地元食材を用いた飲食提供、体験型観光等が含まれる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民スポーツ大会における実施競技について」に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。

- 4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民スポーツ大会天皇杯・皇后杯授与規程」及び「国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程」により授与する。
- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都 道 府 県 名
東	北海道	北海道
	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四 国	香川、徳島、愛媛、高知
	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
- (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
- (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
- (4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
- (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
- (2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状

況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の 3 年前の年の 9 月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定及び延期又は中止の対応

- (1) 国内において、大会開催時までには又は会期中に災害その他の事由が発生した場合は、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省及び当該大会開催県と協議し、日本スポーツ協会が予定された会期における開催の可否を決定する。

この場合、予定された会期において実施不可能な競技が 3 分の 2 程度に達した時は、予定された会期での開催を中止するものとする。

- (2) (1)において、「災害その他の事由」とは、次に掲げるものをいう。

- 1) 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象による被害)
- 2) 人為災害(火災や大気汚染など都市災害、交通事故、管理災害、環境災害)
- 3) 特殊災害(テロ、化学物資の漏洩など自然現象以外が要因で発生する災害)
- 4) その他これに類する事象(感染症の蔓延や拡大防止を事由とするものを含む)

- (3) (1)に掲げる場合において、次に掲げるいずれかの状況が生じているときには、(4)に示すところに従い、大会の開催を延期することができるものとする。

- 1) 全国的に社会経済活動に極めて重大な支障が生じている状況
- 2) 全国的に一定期間を超えてスポーツ活動や大規模イベント開催が著しく制限される状況
- 3) 実施競技の 3 分の 2 以上で全国的に予選会(本要項第18項に定める都道府県大会及びブロック大会をいう。)の開催が困難な状況

- (4) (3)に従い大会の開催を延期する場合においては、次に示す手続に従うものとする。

- 1) 当該大会開催県が延期を希望する場合は、(1)に示す開催中止の決定から 1 カ月以内を期限として、日本スポーツ協会に開催の延期を申請する。期限内に申請が行われない場合は、当該大会は中止するものとする。
- 2) 日本スポーツ協会は、前号の申請を受けた場合、文部科学省と協議し、当該大会開催の延期の可否を決定する。
- 3) 前号により延期が認められる場合、当該大会の開催年及び開催時期は、原則として次の通りとする。
 - ① 冬季大会:開催地が決定、内定又は開催申請書提出順序了解していないいずれかの年
 - ② 本大会:開催地が決定している年又は6)によりこれに準ずる年のうち、最も開催年が遅い年の翌年
- 4) 前号により開催する大会回数は、前年に開催の大会に順次付するものとし、実施競技、実施種目及び参加都道府県数については、原則として当初予定していた大会の通りとする。
- 5) 3)により延期された大会の開催年以降に、開催地が内定し又は開催申請書提出順序了解されていた各大会については、開催年をそれぞれ 1 年延期するものとする。ただし、冬季大会の開催年についてはこの限りではない。
- 6) 開催地が内定していた各大会については、前号により開催年を延期するのは1回限りとし、当該延期後の開催年は、3)②において、開催地が決定している年に準ずる年として扱うものとする。
- 7) 3)による延期開催については、当該大会につき 1 回限りとする。

- (5) 延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第8項で定める。
- (6) 当該大会を予定された会期での開催中止決定後、公開競技及びデモンストレーションスポーツの開催については、原則として正式競技と同様の取り扱いとする。
- (7) 大会の文化プログラムについては、当該大会を予定された会期での開催中止決定後に当該大会名を冠して開催することはできない。

17 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
 - 1) 国民スポーツ大会マーク(図形)
 - 2) 国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
 - 3) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
 - 5) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 6) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
 - 7) 競技別シルエット(図形)
 - 8) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民スポーツ大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章デザインガイドライン」によるものとする。

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてプロ

ック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第12項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。

- 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までには代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

19 大会参加章

- (1) 開催県は、大会参加章(以下「参加章」という。)を作製し、本要項第8項(1)、(3)に定める参加者に対し、配付することができる。
- (2) 開催県は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作製し、配付することができる。
- (3) 開催県は、ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作製し、配付することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式	開会宣言
	国旗掲揚
	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
	開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
	天皇杯・皇后杯返還
	大会会長あいさつ
	文部科学大臣あいさつ
	天皇陛下お言葉
	炬火点火
	選手代表宣誓

総合閉会式	成績発表
-------	------

表彰状授与
 天皇杯・皇后杯授与
 大会会長あいさつ
 スポーツ庁長官あいさつ
 開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
 大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
 国旗降納
 炬火納火
 国スポ旗引継
 次期開催県旗掲揚
 閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
 (5) 競技会終了後の表彰式は細則第9項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施することができる。ただし、実施する場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

2.1 国スポ旗引継ぎ及び保管

- (1) 国スポ旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
 (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
 (3) 本大会の開催期間を除き、国スポ旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。

2.2 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
 (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

2.3 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会 長	日本スポーツ協会会長
副 会 長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育・スポーツ協会会長
顧 問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参 与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部長・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育・スポーツ協会副会長・顧問・参与
委 員 長	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員長

副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育・スポーツ協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育・スポーツ主管課長
委 員	日本スポーツ協会国スポ競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会 長	全国を統轄する競技団体会長
副 会 長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育・スポーツ協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧 問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参 与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育・スポーツ協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委 員 長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委 員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。

(4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。

①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊及び交通要項 ⑩JSPO が定める「医療・救護ガイドライン」に基づく医療要項 ⑪集団演技の内容 ⑫その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。

①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項
③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲
⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

- (1)大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6カ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。
- (2)実施要項に記載する内容は別に細則第10項で定める。
- (3)実施要項の作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとし、電子媒体のみで作成することができる。

27 参加申込み

- (1)都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2)参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。
- (3)参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4)参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5)公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6)参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7)参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1)大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。
- (2)負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
- (3)負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。

- (4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) プログラムに記載する内容は、別に細則第11項で定める。
- (3) プログラムは紙媒体、電子媒体、又はその両方で作成することができる。
- (4) プログラムは有料で頒布することができる。ただし、次に該当する者は無料とし、紙媒体のみで作成した場合は、記載の部数を上限に配付する。

1) 総合プログラム

- | | |
|--------|----------|
| ①大会役員 | 各 1 部 |
| ②参加選手団 | 各 5 部 |
| ③競技団体 | 各 2 部 |
| ④報道関係者 | 1 社各 1 部 |

2) 競技別プログラム

- | | |
|-------------|----------|
| ①競技団体 | 各 5 部 |
| ②競技会役員・競技役員 | 各 1 部 |
| ③参加選手団 | 各 2 部 |
| ④競技別監督 | 各 1 部 |
| ⑤参加選手全員 | 各 1 部 |
| ⑥報道関係者 | 1 社各 1 部 |

- (5) プログラムの作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとする。

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。

32 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、3.3㎡（2畳）以上とする。
- (5) 配宿は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民スポーツ大会記録情報処理要項」に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。

39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県（会場地市町村を含む）は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化（国スポの認知度の向上、国スポブランドの価値の向上）と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民スポーツ大会企業協賛に関するガイドライン」に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民スポーツ大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第12項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民スポーツ大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 メディカル・コンディショニングスタッフミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するメディカル・コンディショニングスタッフミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 大会の資産

- (1) 資産とは、過去の大会を含め、大会に関する標章、記録、データ、映像、作成物等をいう。
- (2) 大会の資産としての活用については、日本スポーツ協会が権利を有するものとする。
- (3) 大会の撮影、放送及びその二次利用にあたっては報道に関する内容を除き、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

45 AD カード

- (1) 開催県及び会場地市町村は、式典又は各競技会のADカード (Accreditation Card) を作製し、本要項第8項に定める参加者及び第23項に定める大会役員のほか、大会主催者及び競技会主催者が認めた者に発行する。
- (2) ADカード着用者は、そのADカードに規定された会場に入場することができる。ただし、会場によっては、入場を制限されることがある。

46 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民スポーツ大会委員会において協議し決定するものとする。

47 要項の改廃

本要項の改廃は、国民スポーツ大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定
- (3) 第 78 回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。
- (4) 令和 6 年 1 月 1 日第 62 次改定をもって「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改定する。

昭和 37 年 3 月 1 日第 3 次改定
昭和 41 年 3 月 29 日第 4 次改定
昭和 48 年 7 月 10 日第 5 次改定
昭和 51 年 6 月 2 日第 6 次改定
昭和 52 年 7 月 13 日第 7 次改定
昭和 54 年 5 月 9 日第 8 次改定
昭和 55 年 1 月 23 日第 9 次改定
昭和 59 年 9 月 9 日第 10 次改定

平成 19 年 3 月 7 日第 30 次改定
平成 19 年 7 月 1 日第 31 次改定
平成 20 年 12 月 17 日第 32 次改定
平成 22 年 3 月 17 日第 33 次改定
(改定内容は第 70 回大会から適用)
平成 22 年 6 月 18 日第 34 次改定
平成 22 年 12 月 16 日第 35 次改定
(39 項は第 69 回本大会から適用)

昭和 58 年 12 月 7 日第 11 次改定
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)

昭和 63 年 7 月 13 日第 12 次改定
昭和 63 年 8 月 24 日第 13 次改定
平成 元年 8 月 15 日第 14 次改定
平成 5 年 6 月 8 日第 15 次改定
平成 5 年 6 月 29 日第 16 次改定
平成 6 年 5 月 10 日第 17 次改定
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)
平成 6 年 7 月 5 日第 18 次改定
平成 10 年 6 月 17 日第 19 次改定
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)
平成 11 年 6 月 16 日第 20 次改定
平成 11 年 9 月 7 日第 21 次改定
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)
平成 13 年 1 月 6 日第 22 次改定
平成 13 年 3 月 14 日第 23 次改定
平成 14 年 7 月 2 日第 24 次改定
平成 15 年 4 月 25 日第 25 次改定
平成 15 年 8 月 19 日第 26 次改定
平成 17 年 6 月 16 日第 27 次改定
(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)
平成 17 年 12 月 22 日第 28 次改定
(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)
平成 18 年 3 月 9 日第 29 次改定
(7 項(5)は第 63 回大会から適用)

平成 23 年 3 月 25 日第 36 次改定
平成 23 年 4 月 1 日第 37 次改定

平成 23 年 6 月 24 日第 38 次改定
平成 23 年 8 月 25 日第 39 次改定
平成 23 年 12 月 25 日第 40 次改定
平成 24 年 6 月 21 日第 41 次改定
平成 24 年 12 月 20 日第 42 次改定
平成 25 年 3 月 7 日第 43 次改定
平成 25 年 6 月 21 日第 44 次改定
平成 25 年 12 月 12 日第 45 次改定
平成 26 年 3 月 13 日第 46 次改定
平成 27 年 3 月 12 日第 47 次改定
平成 27 年 12 月 10 日第 48 次改定
平成 29 年 3 月 8 日第 49 次改定
平成 29 年 4 月 3 日第 50 次改定
平成 29 年 8 月 25 日第 51 次改定
平成 30 年 4 月 1 日第 52 次改定
平成 30 年 8 月 30 日第 53 次改定
令和 元年 6 月 13 日第 54 次改定
令和 元年 12 月 12 日第 55 次改定
(改定内容は第 75 回本大会から適用)
令和 2 年 12 月 10 日第 56 次改定
令和 3 年 6 月 10 日第 57 次改定
令和 3 年 12 月 9 日第 58 次改定
令和 4 年 6 月 7 日第 59 次改定
令和 4 年 12 月 9 日第 60 次改定
令和 5 年 4 月 1 日第 61 次改定
令和 6 年 1 月 1 日第 62 次改定
令和 7 年 6 月 3 日第 63 次改定

国民スポーツ大会功労者表彰基準 改定対比表

資料No 3

令和 7 年 6 月 3 日
令和 7 年度第 1 回国スポ委員会

現行(令和 6 年 1 月 1 日施行)	改定(案)	備考
1. 表彰対象者 国民スポーツ大会冬季大会または国民スポーツ大会(いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く)に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。 都道府県選手団本部役員、顧問、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員(視察員として参加した者は除く)。 なお、同一年に開催された国民スポーツ大会冬季大会・国民スポーツ大会(いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く)の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。	1. (同左)	
2. 表彰 当協会会長名による表彰状を授与する。	2. (同左)	
3. 推薦手続き 表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。 当協会加盟団体は、別紙様式 1 及び様式 2 により該当者を当協会会長へ推薦する。様式 2 には各回の参加実績を確認することができる資料添付しなければならない。	3. 推薦手続き 表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県スポーツ協会、中央競技団体]が行う。 当協会加盟団体は、別紙様式 1 及び様式 2 により該当者を当協会会長へ推薦する。様式 2 には各回の参加実績を確認することができる資料※を添付しなければならない。 ※競技別プログラム、選手団派遣名簿、新聞、参加申込システムエントリー情報など	✓ 語句の修正 ✓ 参加実績を確認することができる資料について具体例の追加
4. 表彰者の決定 国民スポーツ大会委員会において審査し、決定する。	4. (同左)	
5. その他 表彰は、原則として毎年国民スポーツ大会本大会時に行う。	5. (同左)	
6. 附則 この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。 この基準は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。	6. 附則 この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。 この基準は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。 この基準は、令和 7 年 6 月 3 日一部改定し、同日から施行する。	✓ 附則に施行日を追加

国民スポーツ大会功労者表彰基準(案)

この基準は、永年にわたり国民スポーツ大会(令和 5 年までは、国民体育大会)に参加し、その発展に貢献した者に対し、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「当協会」という。)が行う「国民スポーツ大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民スポーツ大会冬季大会または国民スポーツ大会(いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く)に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、顧問、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員(視察員として参加した者は除く)。

なお、同一年に開催された国民スポーツ大会冬季大会・国民スポーツ大会(いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く)の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

当協会加盟団体は、別紙様式 1 及び様式 2 により該当者を当協会会長へ推薦する。様式 2 には各回の参加実績を確認することができる資料※を添付しなければならない。

※競技別プログラム、選手団派遣名簿、新聞、参加申込システムエントリー情報など

4. 表彰者の決定

国民スポーツ大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民スポーツ大会本大会時に行う。

6. 附則

この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 7 年 6 月 3 日一部改定し、同日から施行する。

国民スポーツ大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり国民スポーツ大会（令和 5 年までは、国民体育大会）に参加し、その発展に貢献した者に対し、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「当協会」という。）が行う「国民スポーツ大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民スポーツ大会冬季大会または国民スポーツ大会（いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く）に通算 30 回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、顧問、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。

なお、同一年に開催された国民スポーツ大会冬季大会・国民スポーツ大会（いずれも都道府県大会及びブロック大会は除く）の両方に参加した場合でも 1 回と見なす。

2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

当協会加盟団体は、別紙様式 1 及び様式 2 により該当者を当協会会長へ推薦する。様式 2 には各回の参加実績を確認することができる資料を添付しなければならない。

4. 表彰者の決定

国民スポーツ大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民スポーツ大会本大会時に行う。

6. 附則

この基準は、令和 5 年 3 月 7 日一部改定し、同日から施行する。

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日一部改定し、同日から施行する。

第79回 国民スポーツ大会 総合開・閉会式次第

1 総合開会式

○期日：令和7年9月28日（日）

○場所：平和堂 HAT0 スタジアム

（滋賀県彦根市松原町3028）

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	11:15
	（選手団・役員 受付開始）	
2	ウェルカムフェスタ開始	13:45
	（選手団・役員 受付終了）	
3	ウェルカムフェスタ終了	14:25
4	入場締切（ウェルカムフェスタ終了と同時）	
5	オープニングプログラム開始	14:25
	（選手団・役員 移動開始）	
	（選手団・役員 移動完了）	
6	オープニングプログラム終了	15:05
7	皇室御着席	15:14
8	開式通告	15:15
9	選手団・役員 入場開始	15:16
10	選手団・役員 入場完了	15:38
11	開会宣言	15:39
12	国旗掲揚	15:41
13	大会旗・日本スポーツ協会旗掲揚	15:43
14	滋賀県旗・彦根市旗掲揚	15:44
15	天皇杯・皇后杯返還	15:46
16	大会会長あいさつ	15:49
17	文部科学大臣あいさつ	15:52
18	皇室お言葉	15:55
19	炬火入場・点火（おもてなし演技を含む）	15:58
20	選手代表宣誓	16:08
21	閉式通告	16:11
22	皇室御退席	16:12
23	エンディングプログラム開始	16:13
	（選手団・役員 退場開始）	16:38
	（選手団・役員 退場完了）	16:48
24	エンディングプログラム終了	16:49
25	終了	16:50

2 総合閉会式

○期日：令和7年10月8日（水）

○場所：平和堂 HAT0 スタジアム

（滋賀県彦根市松原町3028）

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	9:00
	（選手団・役員 受付開始）	
	（選手団・役員 受付終了）	
2	ウェルカムフェスタ開始	10:00
	（選手団・役員 移動開始）	
3	ウェルカムフェスタ終了	10:45
	（選手団・役員 移動完了）	
4	皇族御着席	10:59
5	開式通告	11:00
6	成績発表・表彰状授与	11:03
7	天皇杯・皇后杯授与	11:18
8	大会会長あいさつ	11:22
9	スポーツ庁長官あいさつ	11:25
10	滋賀県旗・彦根市旗降納	11:28
11	大会旗・日本スポーツ協会旗降納	11:30
12	国旗降納	11:31
13	炬火分火・納火	11:33
14	国スポ旗引継	11:37
15	青森県旗掲揚	11:39
16	閉会宣言	11:41
17	閉式通告	11:42
18	皇族御退席	11:43
19	選手団・役員 退場開始	11:44
20	選手団・役員 退場完了	11:59
21	終了	12:00

※「順19」のおもてなし演技の概要は、別添資料のとおり

第79回 国民スポーツ大会 総合開・閉会式（荒天時）次第

1 総合開会式

○期日：令和7年9月28日（日）

○場所：滋賀県立文化産業交流会館
（滋賀県米原市下多良2丁目137）

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	13:05
	（選手団・役員 受付開始）	
	（入場締切）	
	（選手団・役員 受付終了）	
2	皇室御着席	15:14
3	開式通告	15:15
4	開会宣言	15:16
5	国旗儀礼	15:18
6	大会旗・日本スポーツ協会旗掲揚	15:19
7	滋賀県旗・彦根市旗・米原市旗儀礼	15:20
8	天皇杯・皇后杯返還	15:22
9	大会会長あいさつ	15:25
10	文部科学大臣あいさつ	15:28
11	皇室お言葉	15:31
12	選手代表宣誓	15:34
13	閉式通告	15:37
14	皇室御退席	15:38
15	選手団・役員 退場開始	15:39
16	選手団・役員 退場完了	15:54
17	終了	15:55

2 総合閉会式

○期日：令和7年10月8日（水）

○場所：滋賀県立文化産業交流会館
（滋賀県米原市下多良2丁目137）

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	8:50
	（選手団・役員 受付開始）	
	（選手団・役員 受付終了）	
2	皇族御着席	10:59
3	開式通告	11:00
4	成績発表・表彰状授与	11:01
5	天皇杯・皇后杯授与	11:16
6	大会会長あいさつ	11:20
7	スポーツ庁長官あいさつ	11:23
8	滋賀県旗・彦根市旗・米原市旗儀礼	11:26
9	大会旗・日本スポーツ協会旗降納	11:28
10	国旗儀礼	11:29
11	国スポ旗引継	11:31
12	青森県旗儀礼	11:33
13	閉会宣言	11:35
14	閉式通告	11:36
15	皇族御退席	11:37
16	選手団・役員 退場開始	11:38
17	選手団・役員 退場完了	11:53
18	終了	11:54

第79回国民スポーツ大会 総合開会式 おもてなし演技概要

1 テーマ 『SHIGA に輝くおもてなしのエール』

- ・開会式全体が一つのストーリーとなるような構成とし、選手に躍動感のあるエールを送り、競技に向かう気持ちを高めることができる内容とします。
- ・フィールドにいる選手のすぐ近くで演技をし、選手を鼓舞するような演出を行うことで、会場全体にいる全ての人からのエールを感じられる構成とします。
- ・国スポ・障スポの垣根を越えて、障がいの有無に関わらず両大会の開会式に出演できる内容とします。
- ・国スポで盛り上げた熱い思いを、そのまま障スポにつなげ、両大会の一体感を創出します。

2 演技概要

(1) 時間 15:58～ 約8分間（炬火点火後）

(2) 出演者数 約1,300名

(3) 演技展開

① ファーストパフォーマンス～びわ湖のやさしさ～

滋賀県民にとってびわ湖はいつも近くで見守ってくれる存在です。さまざまな命を全て受入れてくれているびわ湖のやさしさと強さを表現します

時間	シーン展開	人数
約3分	炬火点火直後、炬火を見守るソリストが、おもてなし演技の始まりを告げます。湖のダンサーによって、スタジアムがびわ湖へと変化します。そこで生きる様々な生き物と、びわ湖のやさしさや強さを表現します。	約250名

② セカンドパフォーマンス～全力エール～

フィールドにいる選手のすぐ近くで、選手にエールを送る演技をおこない、会場全体にいる全ての人たちからの応援の気持ちを感じることができる時間にします。

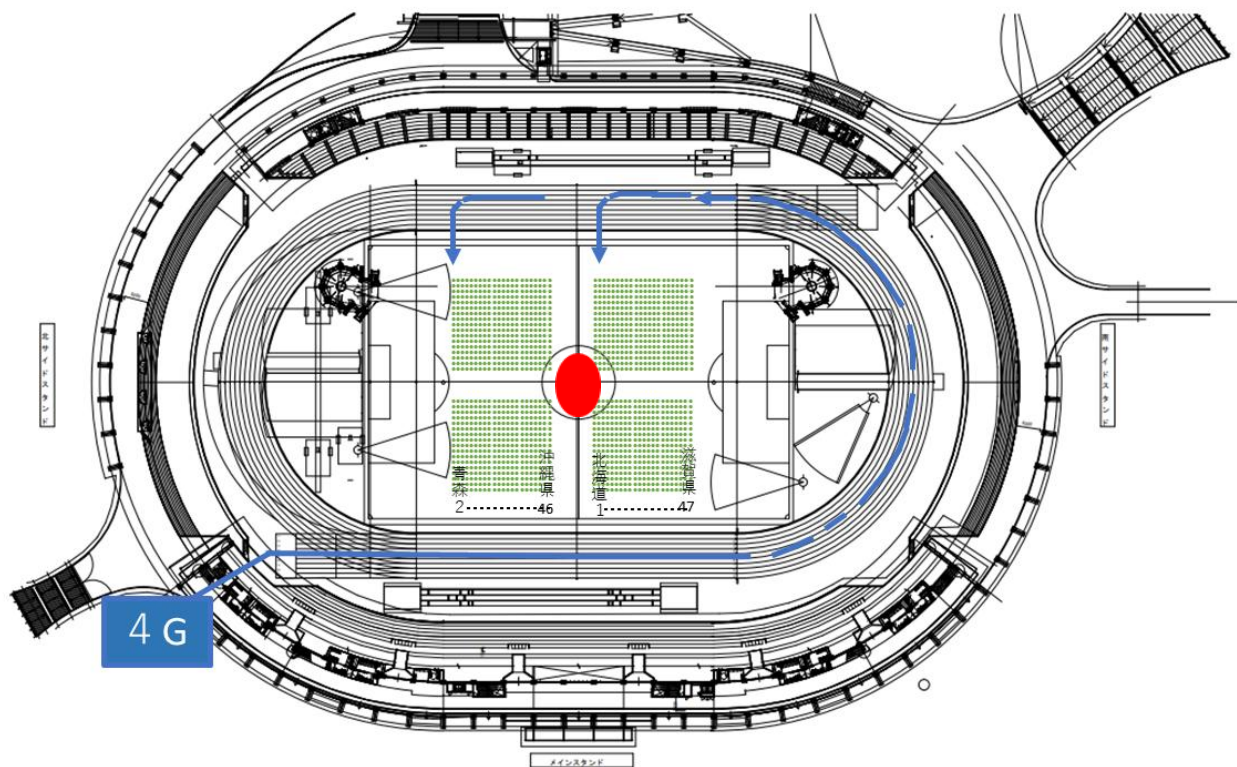
時間	シーン展開	人数
約5分	音楽により、勢いのある雰囲気演出し、エールパフォーマーの入場とともに、フィールドが応援ムードに切り替わります。滋賀の文化や、滋賀の子どもたちの学びの中で触れる音楽によって、会場が一体となる雰囲気に変化していきます。フィールドにいる出演者、スタンドの観客がコール&レスポンスで、選手の皆さんにエールを送り会場を盛り上げます。最後には、席で一つのステージが整い、選手代表宣誓へと繋がります	約1,300名

3 出演者

- ・県内学校部活・サークル
- ・県内各地域で活動する団体 等

4 選手団の入場～着席および演技エリア

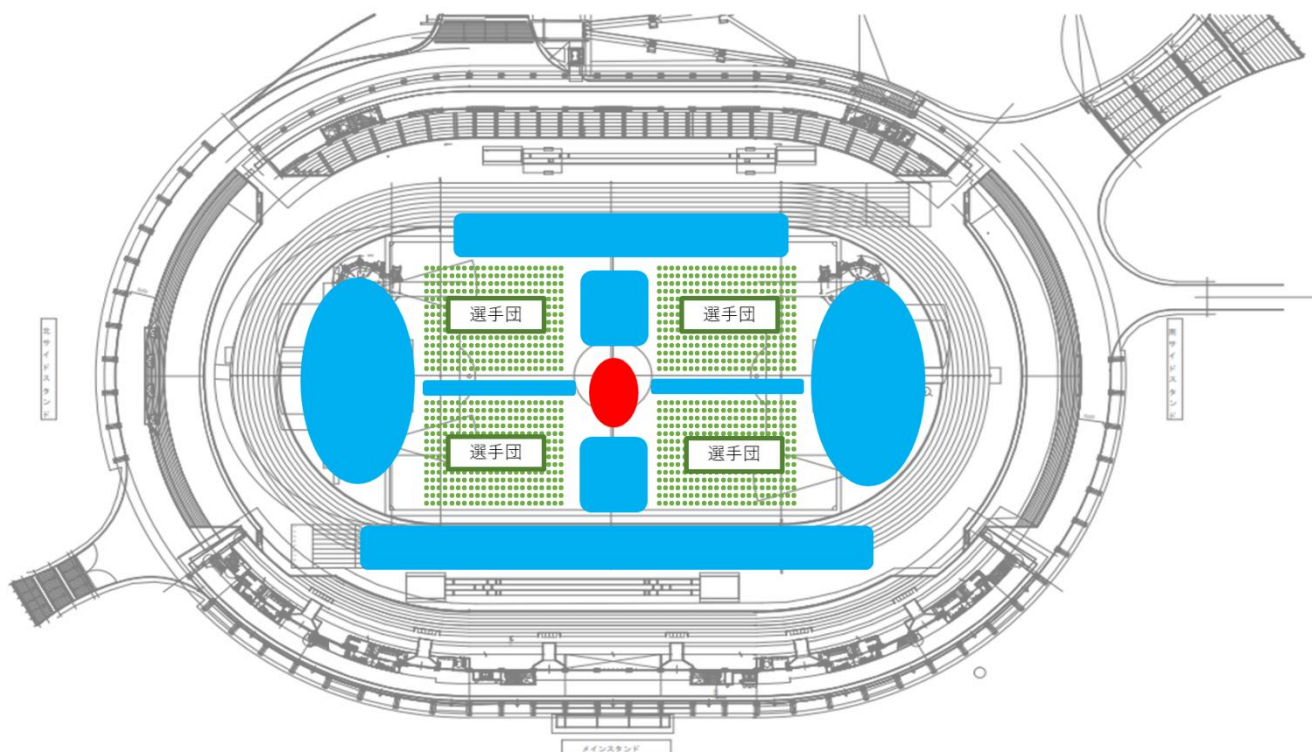
(1) 入場動線・着席場所



※炬火台



(2) 演技エリア



※炬火台



演技エリア



第79回国民スポーツ大会役員懇談会の中止及び中止に伴う国スポ功労者表彰式の取り扱い

③ 国民スポーツ大会役員懇談会

滋賀県での第 79 回国民スポーツ大会開催時に、わが国スポーツ界を代表する関係者を一堂に会した懇談会を開催し、スポーツ関係者相互の情報交換の場を提供する。

名称	開催期日	開催地	参加者数
第 79 回国民スポーツ大会役員懇談会	令和 7 年 9 月 28 日	滋賀県	250 名

(令和6年度第6回JSPO理事会資料抜粋)

【中止の判断理由】

- ・ 開会式からの一連のスケジュールなどを総合的に判断した結果

【国スポ功労者表彰】

- ・ 役員懇談会と同時に行われている表彰式は実施せず、受賞者へ通知にて対応する。

第82回国民スポーツ大会本大会（長野県）本会期

《会期》 令和10年10月 1 日(日)～10月11日(水) 11日間

月	9月			10月												
日	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
摘要																

第82回国民スポーツ大会 実施競技および競技会会場一覧【競技別】

○本大会

【正式競技】

No	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設	
1	陸上競技		全種別	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場	
2	水泳	競泳	全種別	長野市	アクアウイング (長野市営長野運動公園総合運動場総合市民プール)	
		飛込	全種別			
		水球	少年男子 女子			
		アーティスティックスイミング	少年女子			
		オープンウォータースイミング	男子 女子	信濃町	野尻湖特設会場	
3	サッカー	成年女子	長野市	長野Uスタジアム(長野市営南長野運動公園総合運動場総合球技場) 長野市営南長野運動公園総合運動場フットボール場(仮称)		
			少年男子	松本市	サンプロアルウィン(長野県松本平広域公園総合球技場) 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 長野県松本平広域公園球技場 松本市サッカー場	
		少年女子		長野市	長野市営南長野運動公園総合運動場フットボール場(仮称)	
				大町市	大町市運動公園サッカー場 大町市運動公園陸上競技場	
		4		テニス	全種別	松本市
		5	ローイング	全種別	下諏訪町	下諏訪ローイングパーク
6	ホッケー	全種別	駒ヶ根市 飯島町	駒ヶ根市馬住ヶ原運動場 柏木運動場		
7	ボクシング	成年男子 少年男子 女子	東御市	東御中央公園第一体育館		
8	バレーボール	6人制	成年男子	大町市	大町市運動公園総合体育館	
			成年女子	安曇野市	A N Cアリーナ(安曇野市総合体育館)	
			少年男子 少年女子	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本(松本市総合体育館)	
			ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	高森町	高森町ビーチバレーボール場(仮称)
9	体操	競技	全種別	長野市	ホワイトリング(長野市営真島総合スポーツアリーナ)	
		新体操	少年男子 少年女子	千曲市	ことぶきアリーナ千曲(更埴体育館)	
		トランポリン	男子 女子	須坂市	須坂市北部体育館	
10	バスケットボール	全種別	長野市	ホワイトリング(長野市営真島総合スポーツアリーナ) 長野市営長野運動公園総合運動場総合体育館 長野市営南長野運動公園総合運動場体育館		
11	レスリング	成年男子 少年男子 女子	小諸市	小諸市総合体育館		
12	セーリング	全種別	諏訪市	諏訪市特設セーリング会場		
13	ウエイトリフティング	成年男子 少年男子 女子	安曇野市	安曇野市穂高総合体育館		
14	ハンドボール	全種別	千曲市	ことぶきアリーナ千曲(更埴体育館) 戸倉体育館 千曲市立戸倉上山田中学校体育館		
			成年女子	東御市	東御中央公園第一体育館	
			少年男子	上田市	上田市自然運動公園総合体育館	
		15	自転車	男子A 男子B 女子	松本市	スカイロードサイクリングスタジアム松本 (松本市美鈴湖自転車競技場)
		男子A 男子B 女子	富士見町	富士見町特設自転車ロード・レースコース		
16	ソフトテニス	全種別	上田市	上田市上田古戦場公園テニスコート		
17	卓球	全種別	岡谷市	スワンドーム(岡谷市民総合体育館)		

No	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
18	軟式野球		成年男子	松本市	セキスイハイム松本スタジアム（松本市野球場）
					信州グリーンローズスタジアム四賀（松本市四賀球場）
				上田市	長野県営上田野球場
				諏訪市	しんきん諏訪湖スタジアム（諏訪市諏訪湖スタジアム）
				茅野市	茅野市運動公園野球場
				佐久市	佐久総合運動公園野球場
19	相撲		成年男子 少年男子	木曽町	木曽町相撲場
20	フェンシング		全種別	箕輪町	箕輪町民体育館 箕輪町社会体育館
21	柔道		成年男子 少年男子 女子	佐久市	長野県立武道館
22	ソフトボール		全種別	伊那市	伊那ニッパツスタジアム（伊那スタジアム）
					伊那ニッパツ野球場（伊那市営野球場）
					美すずスポーツ公園運動場
					富士塚スポーツ公園運動場
					高遠スポーツ公園総合運動場
					長谷総合グラウンド
23	バドミントン		全種別	塩尻市	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
24	弓道		全種別	飯田市	長野県飯田運動公園弓道場
25	ライフル射撃	C F P	成年男子	長野市	長野県警察学校射撃場
		50m	成年男子 成年女子	福井県 福井市	福井県立ライフル射撃場
		10m	全種別		
		B R ・ B P	少年男子 少年女子		セーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）
26	剣道		全種別	中野市	中野市民体育館
27	ラグビーフットボール	7人制	成年男子 女子	上田市	アンダーアーマー菅平サニアパーク （上田市菅平高原スポーツランド）
		15人制	少年男子		
28	スポーツクライミング		全種別	大町市	旧長野県大町北高等学校跡地特設スポーツクライミング会場
29	カヌー	スプリント	全種別	飯山市	北竜湖特設カヌースプリント会場
		スラローム	成年男子 成年女子	高森町	高森町新設カヌー競技場
		ワイルドウォーター	成年男子 成年女子		
30	アーチェリー		全種別	佐久市	佐久総合運動公園陸上競技場
31	空手道		全種別	佐久市	長野県立武道館
32	銃剣道		成年男子 少年男子	塩尻市	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
33	クレー射撃	トラップ	成年	辰野町	長野県営総合射撃場
		スキート			
34	なぎなた		成年女子 少年女子	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本（松本市総合体育館）
35	ボウリング		全種別	長野市	ヤングファラオ
36	ゴルフ		成年男子 少年男子 女子	軽井沢町	軽井沢72ゴルフ
37	トライアスロン		成年男子 成年女子	岡谷市	諏訪湖特設トライアスロン会場
				諏訪市 下諏訪町	

※種別欄の「全種別」は、成年男子、成年女子、少年男子、少年女子の4種別のことを指す。

【特別競技】

No	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
1	高等学校野球	硬式	—	長野市	長野オリンピックスタジアム （長野市営南長野運動公園総合運動場野球場）
		軟式	—	飯田市	長野県飯田運動公園野球場

【公開競技】

No	競技・種目	種別	市町村	開催予定施設
1	綱引	全種別	岡谷市	スワンドーム（岡谷市民総合体育館）
2	ゲートボール	全種別	松本市	信州グリーンフィールドかりがね （松本市かりがねサッカー場）
3	武術太極拳	全種別	佐久市	長野県立武道館
4	パワーリフティング	全種別	白馬村	白馬村多目的研修集会施設
5	バウンドテニス	全種別	軽井沢町	軽井沢風越公園総合体育館
6	エアロビック	全種別	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本 （松本市総合体育館）
7	スポーツチャンバラ	全種別	山ノ内町	山ノ内町立山ノ内中学校体育館
8	ダンススポーツ	全種別	安曇野市	A N Cアリーナ（安曇野市総合体育館）

○冬季大会

【正式競技】

No	競技・種目	種別	市町村	開催予定施設
1	スキー	ジャイアントスラローム	全種別	飯山市 戸狩温泉スキー場 市営飯山シャンツェ 市営飯山シャンツェ 長峰クロスカントリースキーコース 長峰クロスカントリースキーコース
		スペシャルジャンプ	成年男子 少年男子	
		コンバインド	成年男子 少年男子	
		クロスカントリー	全種別	
2	スケート	スピードスケート	全種別	長野市 エムウェーブ（長野市オリンピック記念アリーナ） ビッグハット（長野市若里多目的スポーツアリーナ）
		フィギュアスケート	全種別	
		ショートトラック	全種別	
3	アイスホッケー	成年男子 少年男子	岡谷市	やまびこの森アイスアリーナ（岡谷市やまびこアリーナ）
			軽井沢町	軽井沢風越公園アイスアリーナ

第 82 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ競技一覧

(五十音順：実施競技)

No	実施競技	市町村名	開催予定施設	主管団体名
1	飯綱町スポーツ レクリエーション	飯綱町	飯綱町ふれあいパーク	飯綱町公民館
2	囲碁ボール	飯島町	飯島体育館	飯島町スポーツ推進委員会
3	駅伝	伊那市	伊那市陸上競技場	伊那市スポーツ推進委員会
4	カーリング	御代田町	カーリングホールみよた	御代田町スポーツ協会
5	木ゾリ	長野市	づなっち広場	一般社団法人 日本木ゾリ協会
6	少林寺拳法	佐久市	長野県立武道館	長野県少林寺拳法連盟
7	森林セラピー	松川町	およりての森周辺	まつかわ森林セラピーの会
8	スポーツ ウェルネス吹矢	塩尻市	ユメックスアリーナ (塩尻市総合体育館)	長野県 スポーツウェルネス吹矢協会
9	スポーツ フェスティバル	宮田村	宮田村屋内運動場 他	宮田村
10	スマート フェンシング	箕輪町	箕輪町町民体育館	長野県フェンシング協会
11	チャレンジ フェスティバル ～小中学生のための スポーツ体験 交流会～	阿智村	阿智村立阿智中学校体育館	特定非営利活動法人 チャレンジゆう Achi
12	テコンドー	安曇野市	ANCアリーナ (安曇野市総合体育館)	安曇野市テコンドー協会
13	日本拳法	筑北村	筑北村本城体育館	日本拳法長野県連盟
14	ニュースポーツ イベント	山形村	山形村農業者 トレーニングセンター 他	山形村教育委員会
15	バイアスロン	白馬村	スノーハープ (白馬クロスカントリー 競技場)	長野県バイアスロン連盟
16	ヒップホップダンス	白馬村	協和ウイング白馬 (ウイング 21)	MHS Hip Hop Dance School
17	フロアホッケー	長野市	ホワイトリング (長野市宮真島総合 スポーツアリーナ)	特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟
18	ボッチャ	富士見町	富士見町町民センター	富士見町
19	ボルダリング	小布施町	OBUSE OPEN OASIS (小布施総合公園 スポーツコミュニティセンター)	オブセオープンオアシス
20	マレットゴルフ	池田町	池田町 アルプス広場マレットゴルフ場	長野県マレットゴルフ連盟

第84回国民スポーツ大会 実施競技及び競技会会場一覧

○正式競技、特別競技

【競技別】

No.	競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設(想定)
1	陸上競技		全種別	出雲市	島根県立浜山公園陸上競技場
2	水泳	競泳	全種別	松江市	島根県立水泳プール
		飛込	全種別		
		アーティスティックスイミング*	少年女子	江津市	江津中央公園江津市民プール
		水球	少年男子・女子	益田市	高津川河口特設会場
		オープンウォータースイミング*	男子・女子	益田市	高津川河口特設会場
3	サッカー	成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年男子 少年女子	浜田市	浜田市陸上競技場
				浜田市	サン・ビレッジ浜田スポーツ広場
				浜田市	浜田市三隅中央公園陸上競技場
			成年女子 少年男子 少年女子	益田市	島根県立サッカー場
				益田市	益田運動公園陸上競技場
				益田市	ひだまりパークみとスポーツ交流広場サッカー場
4	テニス		全種別	松江市	松江市営庭球場
				安来市	安来運動公園庭球場
5	ローイング		全種別	雲南市 奥出雲町	島根県さくらおろち湖ボート競技施設
6	ホッケー		全種別	奥出雲町	三成公園ホッケー場
					島根県立横田高校ホッケー場
7	ボクシング		成年男子 成年女子 少年男子	松江市	くにびきメッセ
8	バレーボール	6人制	全種別	松江市	松江市総合体育館
				松江市	鹿島総合体育館
		ビーチ	少年男子 少年女子	安来市	安来市民体育館
				浜田市	島根県立石見海浜公園
9	体操	競技	全種別	浜田市	島根県立体育館
		新体操	少年男子 少年女子	松江市	松江市総合体育館
		トランポリン	男子・女子	浜田市	島根県立体育館
10	バスケットボール		全種別	松江市	松江市総合体育館
					鹿島総合体育館
11	レスリング		成年男子 少年男子 女子	雲南市	三刀屋文化体育館(アスパル)
12	セーリング		全種別	鳥取県境港市	境港公共マリーナ
13	ウェイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	出雲市	島根県立出雲農林高校体育館
14	ハンドボール		全種別	松江市	松江市総合体育館
				松江市	島根県立松江商業高校体育館
15	自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子	鳥取県米子市	米子市新体育館(仮称)
		ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	出雲市	島根県自転車競技場(仮称)
				益田市	益田市自転車ロードレース特設会場
16	ソフトテニス		全種別	松江市	松江市営庭球場
17	卓球		全種別	松江市	鹿島総合体育館

No.	競技・種目名		種別	市町村名	開催予定施設(想定)
18	軟式野球		成年男子	浜田市	浜田市野球場
					浜田市三隅中央公園市民野球場
				益田市	益田市民球場
				川本町	川本町民球場
				邑南町	いわみスタジアム 瑞穂球場
19	相撲		成年男子 少年男子	隠岐の島町	隠岐の島町総合体育館
20	フェンシング		全種別	安来市	安来市民体育館
21	柔道		成年男子 少年男子 女子	出雲市	島根県立浜山体育館(カミアリーナ)
22	ソフトボール		全種別	出雲市	愛宕山野球場
					斐川公園野球場
					出雲健康公園出雲ドーム
					湖陵総合公園野球場
				雲南市	大東公園野球場 加茂中央公園野球場、多目的広場
				飯南町	頓原町民野球場
23	バドミントン		全種別	松江市	鹿島総合体育館
24	弓道		全種別	大田市	島根県立大田高校弓道場、グラウンド
25	ライフル射撃	CP (センター・ファイア・ピストル)	成年男子	松江市	島根県警察学校射撃場
		BR(ビーム・ライフル) BP(ビーム・ピストル)	少年男子 少年女子		八雲構造改善センター
		50m 10m:AR(エア・ライフル) AP(エア・ピストル)	全種別	松江市	島根県ライフル射撃場
26	剣道		全種別	出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ(出雲市総合体育館)
27	ラグビーフットボール	15人制	少年男子	江津市	江津中央公園多目的広場
		7人制	成年男子・女子		浜田市陸上競技場
28	スポーツクライミング		全種別	津和野町	津和野町内特設会場
29	カヌー	スプリント	全種別	美郷町	カヌーパークみさと カヌーレIMAI
		スラローム	成年男子 成年女子		江の川特設コース
		ワイルドウォーター			
30	アーチェリー		全種別	出雲市	出雲市内特設会場
31	空手道		全種別	大田市	大田総合体育館
32	銃剣道		成年男子 少年男子	大田市	大田総合体育館
33	クレ射撃		成年	岡山県岡山市	岡山県クレ射撃場
34	なぎなた		成年女子 少年女子	出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ(出雲市総合体育館)
35	ボウリング		全種別	広島県東広島市	賀茂ボール
36	ゴルフ		女子	出雲市	いづも大社カントリークラブ
			成年男子 少年男子	浜田市	金城カントリークラブ
					浜田ゴルフリンクス
37	トライアスロン		成年男子 成年女子	海士町 西ノ島町 知夫村	西ノ島町内特設コース

○特別競技

1	高等学校野球	硬式		出雲市	島根県立浜山公園野球場
		軟式		松江市	松江市営野球場

○公開競技

No.	競技・種目名	種別	市町村名	開催予定施設(想定)
1	綱引	全種別	浜田市	島根県立体育館
2	ゲートボール	全種別	出雲市	出雲健康公園出雲ドーム
3	武術太極拳	全種別	松江市	松江市総合体育館
4	パワーリフティング	全種別	出雲市	出雲だんだんとまどアリーナ(出雲市総合体育館)
5	バウンドテニス	全種別	出雲市	島根県立浜山体育館(カミアリーナ)
6	エアロビック	全種別	安来市	安来市民体育館
7	スポーツチャンバラ	全種別	益田市	益田市民体育館
8	ダンススポーツ	全種別	安来市	安来市民体育館

1. 現状

(1)現状の選手交代ルール ※第78回大会(佐賀県)サッカー競技実施要項

①成年種別及び少年男子種別 → 1試合5名まで交代が可能。

②少年女子種別 → 選手の再交代(交代して退いた選手が交代要員となって再び出場すること)が可能。

※サッカー競技における再交代とは、1試合に人数の制限なく選手の交代が可能。

(2)国スポを除く日本サッカー協会(JFA)主催の大会

1チーム18名以上での構成が一般的 → 国スポ15名(成年種別・少年女子種別)、16名(少年男子種別)での構成。

→他大会と比べて交代要員が少なく、暑熱期間中に連戦する選手にとっては過酷な条件。

2. 日本サッカー協会からの要望内容

(1)選手交代ルール

選手の健康・安全を考慮し、成年種別及び少年男子種別も少年女子種別と同様に、選手の再交代を可能としたい。

(2)適用時期:第79回大会(2025年・滋賀県)から。

3. 実施要項改定(案)

現行	改定案
4 競技上の規程及び方法 (1) 競技規程 ア 試合は、2025-2026 公益財団法人日本サッカー協会競技規則による。 イ 成年種別及び少年男子は、試合開始前に登録された交代要員の内、5名まで交代が認められる。ただし、交代枠を使用後、プレーの続行が困難な負傷等が発生した場合に、追加で1名に限り交代して退いた競技者が再び出場することが認められる。 少年女子は、試合開始前に登録された交代要員は、再交代(交代して退いた競技者が交代要員となって再び出場可能)が認められる。	4 競技上の規程及び方法 (1) 競技規程 ア 試合は、2025-2026 公益財団法人日本サッカー協会競技規則による。 イ 各種別において、試合開始前に登録された交代要員は、再交代(交代して退いた競技者が交代要員となって再び出場可能)が認められる。

1. 全日本柔道連盟からの要望

(1) 要望内容: 第79回大会(2025年・滋賀県)の実施要項変更

(2) 変更内容: 国際柔道連盟(IJF)試合審判規則改正による、競技ルールの変更。

※現在の勝敗の決定基準は「一本」「技あり」で判定されるが、「有効」を加えることが主な変更点。

2. 要望の経緯

(1) 日本国内での大会においては基本的に国際規則にのっとり実施している。

(2) 2024年12月に国際柔道連盟において審判規則の改正。

(3) 上記の規則を、全日本柔道連盟主催の大会(※参考1)については、2025年4月1日から適用。

(4) インターハイ等(※参考2)においても、上記の規則の適用を検討しており、国スポにおいても実施要項を変更。

【参考1】上記規則が適用される大会

- ・全日本選抜体重別選手権大会 ・全日本ジュニア体重別選手権大会 ・マルちゃん杯全日本少年大会
- ・講道館杯全日本体重別選手権大会 ・全日本シニア体重別選手権大会

【参考2】上記規則の適用を検討している大会(国スポ以外の大会)

- ・インターハイ ・全国高等学校定時制通信制大会 ・全国中学校大会

3. 実施要項改定(案)

現行	改定案
4 競技上の規程及び方法 (1) 最新の国際柔道連盟試合審判規程で行う。 (2) 試合時間は4分とし、勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」とする。「僅差」とは、双方の選手間に技による評価がない、または同等の場合、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。得点差が無く、かつ「指導」差が1以内の場合は「引き分け」とする。 (3) チーム間の勝敗決定方法 ア 勝者数の多い方を勝ちとする。 イ アで同等の場合は、「一本勝ち」(それと同等の勝ちを含む)による勝者数の多いチームを勝ちとする。 ウ イで同等の場合は、「技あり」による勝利数の多いチームを勝ちとする。 エ ウで同等の場合は、「引き分け」であった対戦の中から抽選で1組を選び、時間無制限のゴールデンスコア方式の代表戦により、勝敗を決する。(先に「技あり」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「反則負け」を与えられた選手が負けとなる。) また、「引き分け」の対戦がない場合は、「両者反則負け」等で勝敗が決していない対戦の中から1組を選出する。 なお、代表戦において「両者反則負け」等で勝敗が決まらない場合は、その代表戦を再試合とする。	4 競技上の規程及び方法 (1) 最新の国際柔道連盟試合審判規程で行う。 (2) 試合時間は4分とし、勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「有効」「僅差」とする。「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり・有効)がない、または同等の場合、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。得点差が無く、かつ「指導」差が1以内の場合は「引き分け」とする。 (3) チーム間の勝敗決定方法 ア 勝者数の多い方を勝ちとする。 イ アで同等の場合は、「一本勝ち」(それと同等の勝ちを含む)による勝者数の多いチームを勝ちとする。 ウ イで同等の場合は、「技あり」による勝利数の多いチームを勝ちとする。 エ ウで同等の場合は、「有効」による勝者数の多いチームを勝ちとする。 オ エで同等の場合は、「引き分け」であった対戦の中から抽選で1組を選び、時間無制限のゴールデンスコア方式の代表戦により、勝敗を決する。(先に「有効」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「反則負け」を与えられた選手が負けとなる。) また、「引き分け」の対戦がない場合は、「両者反則負け」等で勝敗が決していない対戦の中から1組を選出する。 なお、代表戦において「両者反則負け」等で勝敗が決まらない場合は、その代表戦を再試合とする。